

富谷市国土強靱化地域計画

(第2期)



令和8年3月

富 谷 市

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 富谷市地域防災計画との関係	2
4 計画期間	2
5 本計画の対象想定災害	2
6 計画の推進	3
第2章 地域特性	4
1 位置・面積・地勢	4
2 気象	4
3 災害履歴	5
第3章 目標と脆弱性評価	6
1 基本目標	6
2 事前に備えるべき目標	6
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	7
4 施策分野の設定	9
5 脆弱性評価の手順	9
第4章 国土強靱化施策（リスクシナリオ別）の脆弱性評価結果・推進方針	10

《資料編》 別冊

- 資料1 富谷市国土強靱化地域計画関連計画一覧
- 資料2 富谷市国土強靱化地域計画関連事業一覧
- 資料3 富谷市国土強靱化地域計画指標一覧

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を観測した巨大地震が大津波を引き起こし、沿岸自治体を中心として、住民の財産に甚大な被害をもたらした。

本市では、高い確率で発生が予想されていた宮城県沖地震に備えるべく、地域防災計画を策定し、市有建築物の耐震化など様々な防災対策を講じていたが、大規模かつ広範囲に及ぶ被害により、初動時の情報不足、燃料の不足など、経験したことのない事態が生じ、極めて困難な状況に直面した。

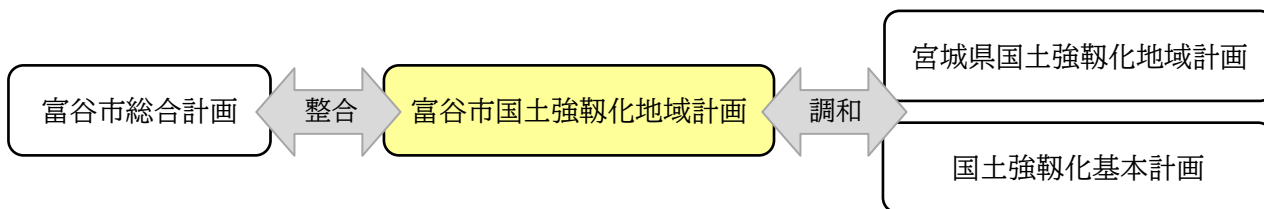
国においては、平成25年12月、大規模自然災害に備えて、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。その後、平成30年12月の基本計画の変更の後、令和5年6月に基本法が改正され、同年7月には基本計画のさらなる見直しが行われるなど、国土強靱化の取組の強化が図られている。

本市では、令和3年3月に「富谷市国土強靱化地域計画」を策定し、事前防災及び減災に係る様々な対策を進めてきたが、この間にも気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化している。また、デジタル化の進展による社会情勢の変化が著しく、特に、令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓や、新たな基本計画に掲げられたデジタル活用及び地域における防災力の一層の強化については、今後の災害対応に活かすべき課題となっている。

近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて本計画を見直し、さらに強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的な取組を展開するため、基本法に基づく富谷市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という）の第2期計画を策定するものである。

2 計画の位置付け

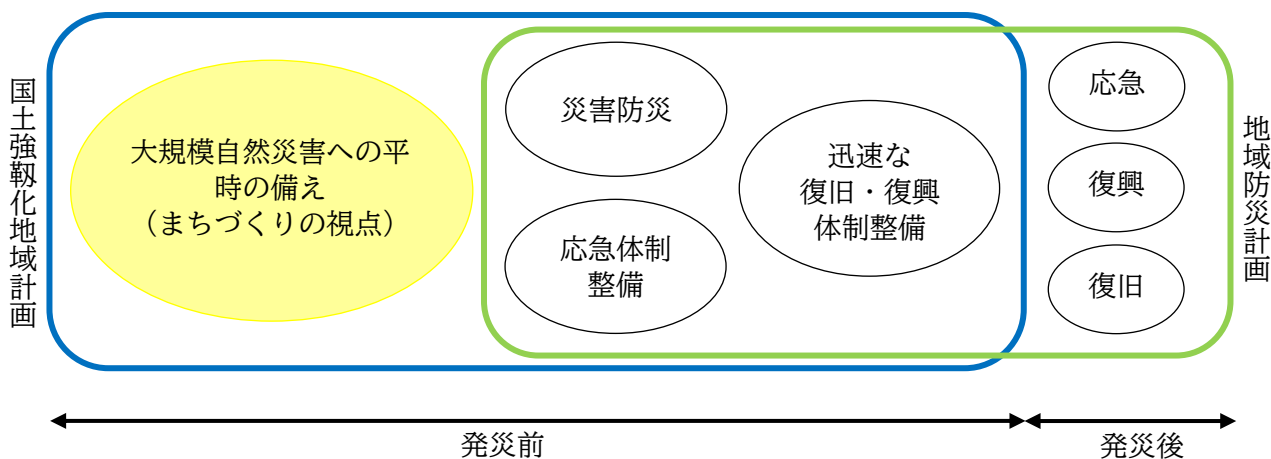
市地域計画は、基本法第13条に基づき、地域強靱化の観点から本市における様々な分野の計画等の指針となるものであり、第2次富谷市総合計画（以下「市総合計画」という）の下位計画として、市総合計画と調和を図りながら、国土強靱化としての施策を推進するものである。



3 富谷市地域防災計画との関係

国土強靱化地域計画は、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を防ぐことが目的である。そのため、想定する自然災害等の発災前を対象としている。

一方、地域防災計画は、発災前の応急体制整備等と発災後の応急、復旧、復興等を対象としていることから、重複する点もある計画であるが、市地域計画は地域防災計画の国土強靱化に関する箇所の指針となるものである。



4 計画期間

本計画の中長期的な視野の下で施策を推進する国の方針に基づき、概ね5年を計画期間とするが、国の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととする。

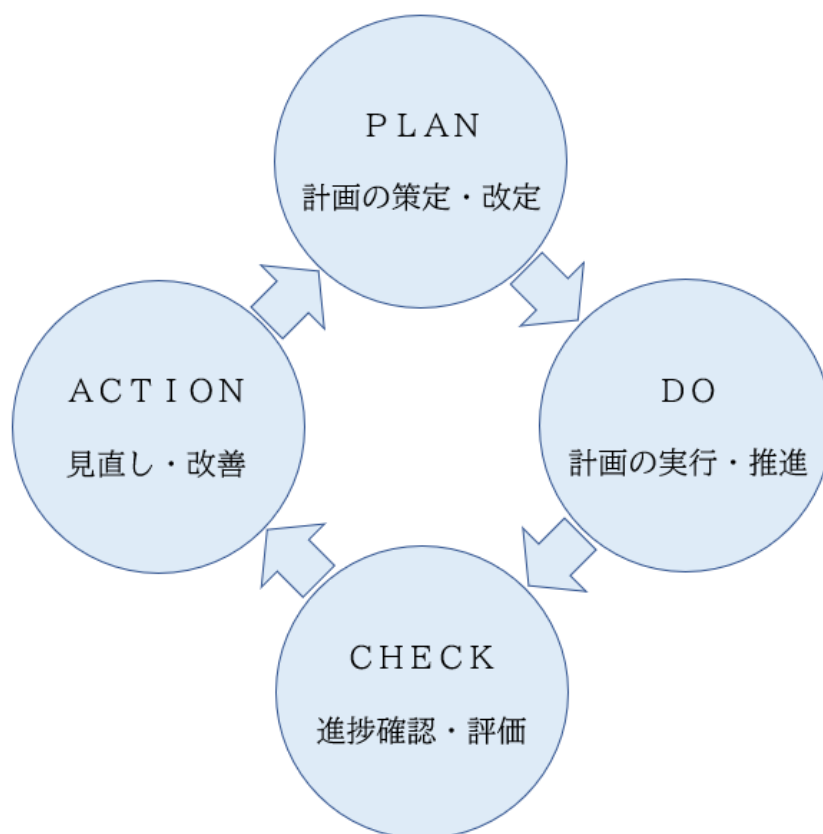
5 本計画の対象想定災害

本計画の対象は、過去に市内で発生した大規模自然災害による発生状況を踏まえて、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害とする。

6 計画の推進

計画の実効性を高めるため、本計画に位置付けた施策や取組の進捗管理については、本市の総合計画等の各種計画と整合性を図りながら計画的に推進するとともに、設定したK P I の達成状況を適宜把握し、進捗の管理に努める。

また、計画の推進にあたっては、本計画での位置付けに基づき、P D C Aサイクル（PLAN（計画）・D O（実施）・C H E C K（評価）・A C T I O N（改善））に従って、進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、必要に応じて改善を図る。



第2章 地域特性

1 位置・面積・地勢

富谷市は、宮城県のほぼ中央に位置し、南は仙台市及び利府町に、東、西、北は大和町に接している。

面積は、49.18 km²で、市土の広がりは、東西に7.21km、南北に11.10kmとなっている。

概ね南方に高く、明石の鍋山が標高130.6m、大亀山が118.7m、他は100m以下の丘陵が起伏している。大きく南部山地帯と北部平地帯とに分けることができる。

河川は、南部の丘陵地帯に源を発する西川が、途中穀田川、明石川、沼田川などと合流しながら、さらに北東に流れ吉田川に合流している。また、市の北部の一ノ関・二ノ関・三ノ関地区には大和町小野方面から流出する竹林川が宮床川と合流し、さらにこれも吉田川と合流している。

2 気象

宮城県の気象は、東北気候区に属するが、東北地方では最も温暖で住みやすい環境にある。

富谷市内に気象観測所はないが、最も距離が近い観測地点の大衡（アメダス）のデータによると、年間降水量は1094.5mm、年平均気温は13.4度となっている。

このうち、降水量については、6月から9月の長雨や台風襲来の時期には、月平均の降水量が130mmを越え、7月と9月には170mmを越える。

また、気温については、最高気温が6月から9月にかけて25度を超える日がある一方、12月から3月にかけては最低気温が氷点下の日もみられる。

3 災害履歴

(1) 地震

近年で、富谷市に最も大きな被害をもたらした地震は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」であり、この地震に端を発した一連の大規模災害は「東日本大震災」と呼ばれている。

この地震は、三陸沖で発生し、国内観測史上最大の Mw（モーメントマグニチュード：震源域の岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード）9.0、本市の震度は 6 弱を観測した。

富谷市における被害は、以下のとおり。

人的被害					住家・非住家被害			
死者		行方	負傷者		全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊
市内	市外	不明者	重症	軽傷				
1 名	5 名	0 名	2 名	30 名	16 棟	55 棟	482 棟	5,305 棟

（出典：富谷市地域防災計画）

(2) 水害

富谷市における水害は、近年では、昭和 57 年の台風 18 号、昭和 61 年の台風 10 号、平成 3 年の台風 18 号、平成 10 年 8 月末の豪雨、平成 27 年 9 月の関東東北豪雨、令和元年の台風 19 号による被害が記録されている。

(3) 土砂災害

富谷市における土砂災害は大雨の二次災害として、昭和 61 年 8 月 4 日の台風 10 号の通過時、平成 27 年 9 月の関東東北豪雨時、令和元年 10 月 12 日の台風 19 号に土砂崩れが発生している。

第3章 目標と脆弱性評価

いかなる災害等が発生しようとも「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な市土、地域、経済社会を構築するため、本計画の目標と脆弱性評価の手順等を次のとおり定める。

1 基本目標

本市の国土強靱化地域計画は、国の国土強靱化基本計画及び宮城県国土強靱化地域計画との整合を図りながら、下記の4つの「基本目標」を設定する。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の6つを事前に備えるべき目標とする。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

事前に備えるべき目標を妨げる事態として、国の基本計画における 35 のリスクシナリオを基本として、本市における過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、25 のリスクシナリオを設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生
	1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3 孤立地域の同時多発や、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
	2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
	4-2 食料等の安定供給の停滞
	4-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

<p>5 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）</p>	<p>5-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大（情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態）</p>
	<p>5-2 電力供給ネットワークや都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止</p>
	<p>5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止</p>
	<p>5-4 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止</p>
<p>6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>	<p>6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態</p>
	<p>6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
	<p>6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
	<p>6-4 事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p>
	<p>6-5 長期にわたる孤立地域等の発生、及び被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態</p>
	<p>6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p>
	<p>6-7 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による経済への甚大な影響</p>

4 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野については、国の国土強靱化基本計画における施策分野を参考に、市の実情を踏まえ、8の施策分野を設定した。

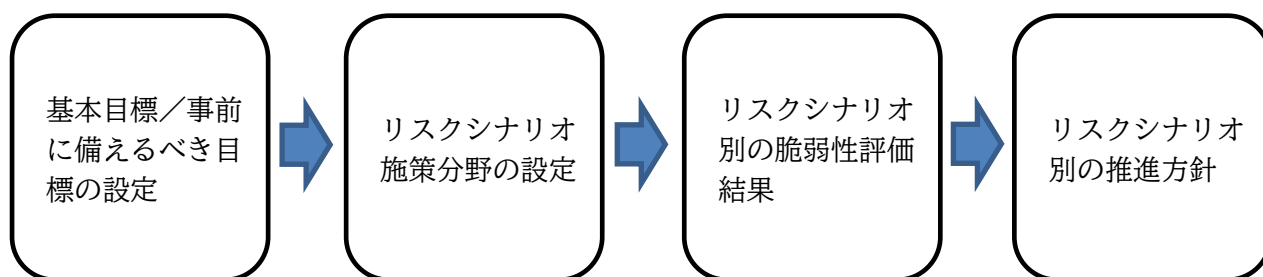
- (1) 行政機能・防災体制等
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健医療福祉
- (4) 環境
- (5) 産業（産業構造・農林業を統合）
- (6) 交通・物流
- (7) 市土保全・土地利用
- (8) リスクコミュニケーション・地域づくり

【横断的分野】

デジタル活用

5 脆弱性評価の手順

大規模自然災害に対してリスクシナリオを設定し、脆弱性の評価を行うことは、国土強靱化に関する施策を実施していく上で必要なプロセスであり、国の基本計画においても、脆弱性評価を基に施策ごとの推進方針が示されている。本計画においても、国が実施した脆弱性評価手法を踏まえて評価を行い、推進方針を定めるものとする。



第4章 国土強靱化施策(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

本章は第3章に定めた25のリスクシナリオ別に脆弱性評価結果と推進方針をまとめたものである。この推進方針をもとに、所管する部局等において国土強靱化に関する取組を進め、関連するKPI等をもとにその進捗を図っていく。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

＜脆弱性評価結果＞

- ①建築物の倒壊を防ぐため、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を推進し、令和12年度末までに耐震化率を96%以上とすることを目標とする。地震による木造住宅の倒壊災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国、県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進を図る必要がある。また、庁舎、学校等の公共施設の耐震化は完了しているが、経年劣化に対応した適正な維持管理を行う必要がある。
- ②避難路、通学路等におけるブロック塀等の倒壊による被害や緊急車両等の通行不能を回避するため、危険ブロック塀等の除却や狭あい道路の解消等を促進する必要がある。
- ③管理不十分な空家等については、災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、適切な管理の促進を図る必要がある。
- ④地震発生時の人的被害軽減のため、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置等の防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路等の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上を図る必要がある。
- ⑤市及び防災関係機関は、大規模な災害発生時に市、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動の被害対応を確実にするため、特に緊急初動隊による避難者確保等の初動対応や被害箇所の状況確認等が速やかに実施できるよう体制を整える必要がある。また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、図上または現地において計画的に実践的な防災訓練を行う必要がある。
- ⑥幼稚園、保育所、学校等で行う避難訓練等の機会を通じて地域との連携を図り、コミュニティを活性化させるため、災害時の行動等、実践的な知識の習得を図る必要がある。
- ⑦防災意識の高揚を図るため、教育委員会と連携した出前講座等の中で、地域や家庭での災害対策の必要性や災害時の行動等防災知識の普及啓発を進める必要がある。また、各種災害については、時間の経過とともに記憶が薄れるため、これまでの経験、対応、教訓をしっかりと後世に引き継ぐ必要がある。

《推進方針》

①建築物の耐震化について理解を求め、既存建築物の耐震診断、耐震改修について啓発活動を行うとともに、助成制度の周知を図り、耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。また、公共施設等総合管理計画に基づく各個別計画により、事業の緊急度・優先度を検討し、各施設の長寿命化など、施設の強靱化を図る。また、公設ではない児童施設や高齢者施設に関しても、必要に応じて耐震化や強靱化に対する整備を促進する。

【都市計画課、財政課、各施設保有課 施策分野 (2)】

②ブロック塀等の維持管理の徹底を求め、通学路及び避難道路沿いの安全点検を行うとともに、危険ブロック塀等の除却事業の周知を図り、除却事業を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。【都市計画課 施策分野 (2)】

③「富谷市空家等対策計画」に基づき、所有者に対する適切な管理の必要性について周知を行うとともに、相談対応など、適切な措置を図る。

【生活環境課 施策分野 (2)】

④住民に対して家具等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、広報紙、パンフレット等の配布、市公式ホームページ等を通じ、家具類の安全対策等の普及啓発を行う。

【防災安全課 施策分野 (2)】

⑤災害時における市民の対応力を向上させるため、災害が発生した際は、自主防災組織等と連携しながら初動の対応の調整、確認を行い、防災意識の普及については、地域の防災マップやマイ・タイムラインの作成、訓練、防災教育等の充実を図れるよう危機管理監等を講師として派遣しながら実施する。【防災安全課 施策分野 (1)】

⑥防災訓練は、学校教育、社会教育の様々な機会を通して、地域の子どもから大人までが世代間交流を通し、コミュニケーションを図りながら、市民一人ひとりが防災意識を高揚できるよう努める。また、定期的な防災訓練の実施に努めるとともに、災害の種別に応じた訓練の実施に努める。【防災安全課 施策分野 (8)】

⑦災害から身を守る正しい知識の習得が図られるよう、消防機関や危機管理監等を講師とした出前講座を通じて、防火防災の普及・啓発に努める。また、災害の伝承についても出前講座を通しながら各地域への浸透を図り、各種関連機関と連携した知識の普及に努める。

【防災安全課、生涯学習課 施策分野 (8)】

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生

《脆弱性評価結果》

①浸水想定区域等の防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路等の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上を図る必要がある。

- ②情報通信技術を活用した雨量・河川水位等の防災情報の的確な収集体制を整備する必要があり、市民に対して、必要な防災情報を適時入手できる体制整備を強化する必要がある。
- ③一時避難所として指定している行政区の町内会館等について、発生する災害に応じた運用ルールを自主防災組織地内において確立し、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、コミュニティを活かした避難活動を促進する必要がある。
- ④台風などの豪雨による河川や内水の浸水被害が発生しているため、関係機関との連携のもと、河川や排水施設、ため池等の整備が必要となっている。また、流域の雨水貯留機能の向上として、既存ため池の貯留機能の活用、森林整備による山林の保水力向上など、地域の特性を踏まえた浸水被害対策を進める必要がある。
- ⑤市管理の河川や水路、雨水幹線、調整池等については、国及び県と連携し、堆積土砂の撤去等、防災機能維持のための適切な維持管理に努める必要がある。
- ⑥豪雨等による既存道路の冠水や浸水被害が発生していることから、雨水幹線管渠（かんきよ）や排水施設の改良等の計画的な整備を推進する必要がある。
- ⑦豪雨等による冠水で、地域における主要な生活道や排水施設等への作業道等が不通となる事態が発生することにより、避難路の確保や浸水被害の拡大が懸念されることから、国及び県と連携しながら避難路・復旧道路の嵩上げを実施する必要がある。
- ⑧河川の越水・決壊による浸水被害だけでなく、内水による浸水被害についても想定することで、適正な土地利用の規制誘導を推進する等、被害を最小限に留めるための適切な対策を計画的に講じていく必要がある。
- ⑨農業用ため池や防災施設のうち、大規模地震等で崩壊のおそれがある施設について、対策を進める必要がある。
- ⑩浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療機関等）では避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられた。洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を未作成の管理者等に対しては、作成支援を行う必要がある。

《推進方針》

- ①防災マップの整備とともに、浸水想定区域及び過去の浸水被害区域の周知を行い、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内看板の設置や避難路等の整備・確保、平時からの防災教育・訓練を通し、地域防災力の向上を図る。【防災安全課、都市整備課 施策分野（1）】
- ②得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集及び情報提供に必要な人員確保・体制整備の拡充に努める。また、大規模洪水浸水による市民等の生命・身体への危害を防ぐため、防災行政無線や市公式ホームページ、SNS等による広報を図るとともに、洪水・土砂災害ハザードマップ等の情報入手方法の周知を図る。
【防災安全課 施策分野（1）】

- ③負傷者や避難者の安全な受入れについて、各自主防災組織の運用ルールに基づきながら、救援、救助及び災害応急活動に努める。【防災安全課、市民協働課 施策分野（1）】
- ④一級河川は、河川管理者において河川の洪水等による災害を防ぎ、被害の軽減を図るため河川改修工事が進められおり、市は、市が管理する準用河川の改修を進めるとともに、今後も河川管理者と連携を図りながら、効果的な治水対策に努める。また、必要に応じてため池の改修や間伐、植林、下草管理で土壌の保水性と浸透性を高める等の対策を講じる。
【都市整備課、農林振興課 施策分野（7）】
- ⑤市管理の河川や水路、雨水幹線、調整池等、浸水被害を防ぐため、適切な維持管理に努める。
【都市整備課 施策分野（7）】
- ⑥大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性等を総合的に判断しながら、河川改修を推進するとともに、排水能力の増強を図る。
【都市整備課 施策分野（7）】
- ⑦国県道及び地域の生活道、排水施設等への作業道等について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁等の耐震化を推進するとともに、道路の嵩上げ等の改良を推進する。【都市整備課、都市計画課 施策分野（7）】
- ⑧市民の生命等を災害から保護するため、居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設等を定めた「富谷市立地適正化計画」に基づき、市街地の利便性の維持・向上や災害の危険性の低い市街地での居住の促進を図る。【都市計画課 施策分野（2）】
- ⑨関係機関と連携し、水利施設の耐震化、老朽ため池の改修、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。【農林振興課 施策分野（5）】
- ⑩浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等が行う、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援する。【防災安全課 施策分野（8）】

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

《脆弱性評価結果》

- ①土砂災害（特別）警戒区域等の防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路等の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上を図る必要がある。

《推進方針》

- ①防災マップの整備とともに土砂災害（特別）警戒区域及び災害種別に応じた指定避難所等の周知を行うとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内看板の設置や避難路等の整備・確保、平時からの防災教育・訓練を通し、地域防災力の向上を図る。

【防災安全課 施策分野（8）】

大規模盛土造成地の安全調査の実施により、現状の把握を行い危険箇所の対応に努める。

【都市計画課 施策分野（7）】

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

《脆弱性評価結果》

①異常降雪時において、主要幹線から順次除排雪を実施していくため、地形や積雪の状況・条件に適合した除排雪作業が円滑に行えるよう、民間事業者への委託による除雪体制の確保・強化に向けた取組を進める必要がある。

《推進方針》

①豪雪に伴う道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、除雪体制の強化、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の被害の軽減を図る。

【都市整備課 施策分野（1）】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

《脆弱性評価結果》

①大規模自然災害発生時には、その業務量と時間的制約等により、災害応急対策の実施が困難となり、市の行政機能の喪失や著しい低下が想定されるため、防災関係機関相互の応援・協力活動等の円滑化を図る必要がある。

②災害や火災発生時には消防団の協力が不可欠だが、団員数の減少、高齢化、サラリーマン層の増加等の問題を抱えており、その育成・強化を図る必要がある。

③地域消防力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、自主防災組織の設置を促す必要がある。

《推進方針》

①近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における災害時相互援助協定の締結等により、広域応援について円滑に実施できる体制を構築するほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。【防災安全課 施策分野（1）】

②消防団活動に対する地域住民の理解を促し、消防団への入団・協力等に対する環境づくりを推進する。また、処遇の改善、事業所に対する協力要請、機能別団員の入団促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。【防災安全課 施策分野（8）】

③消防団員の確保に努めるとともに、黒川消防本部と連携し消防体制の充実・強化に努める。

また、自主防災組織の設置を推進するとともに、宮城県と連携し、防災指導員養成講習及びフォローアップ講習を開催するなど、地域における防災リーダーの育成に努める。

【防災安全課 施策分野（8）】

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

《脆弱性評価結果》

- ①持続可能な医療提供体制を確保するため、医療関係団体と緊急時における協力応援体制を強化するとともに、広域連携による医療体制の整備を推進する必要がある。
- ②災害時の負傷者等に対応するため、医療関係団体等と連携し、臨時の救護所を設置する場所の検討や、実施可能な医療救護活動の範囲について検討する必要がある。
- ③災害発災時には、初期医療体制を確保できるよう平時からの体制構築が必要となる。また、要配慮者や避難行動要支援者への支援体制も必要となる。
- ④感染症まん延時に災害が発生した場合、感染対策を講じた上での災害医療活動が必要となる。
- ⑤人的・物的支援を円滑に受けるため、迅速な道路啓開を行える体制を整えるとともに、広域幹線道路の機能強化や橋梁等の耐震化・長寿命化を図り、複数の代替ルートを確保する必要がある。

《推進方針》

- ①②災害時に必要とされる医療従事者の確保や諸課題を解決させる必要があり、県内外の各機関と連携しながら、総合的な医療救護活動等の体制整備を推進する。また、「東北医科薬科大学・富谷メディカルセンター（仮称）」の立地により、災害医療や新興感染症への対応強化を図るとともに、「東北医科薬科大学・富谷メディカルセンター（仮称）」と地域の医療機関との医療連携を推進し、医療提供体制の向上と医療資源の最適活用につなげる。

【健康推進課、病院立地推進室 施策分野（3）】

- ③災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から市内の医療機関、避難所として指定している施設等への医薬品、医療資機材等の備蓄を推進する。また、要配慮者や避難行動要支援者への支援体制については、「富谷市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、自主防災組織や町内会、社会福祉協議会などの関係団体との相互協力体制の整備を進める。

【保健福祉部 施策分野（3）】

- ④感染症まん延時に災害が発生した場合に備え、国や県等と連携しながら、医療活動において必要な感染防止対策を講じられるような体制整備を進める。【健康推進課 施策分野（3）】
- ⑤災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するため、国や県と調整の上、事前に特に重要となる道路を選定し、これらを有機的に連結させた「富谷市緊急輸送道路ネットワーク計画」の策定を行うとともに、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。また、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を

2-3 孤立地域の同時多発や、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

《脆弱性評価結果》

- ①市、自主防災組織および地域住民がそれぞれの役割において、食料などの物資の備蓄の確保に努め、避難所などにおける環境の悪化を防止するとともに、災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう、市や自主防災組織、地域住民は避難所の運営についての取り決めなどを事前に定め、検討しておく必要がある。
- ②被災者が安心して日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や日常生活上の相談支援を行い、各専門相談支援機関へつなぐ等の支援を行う必要がある。
- ③食料（アレルギー対応食含む）や医療用医薬品の不足や偏りによる慢性疾患の悪化、高齢者の低栄養などの健康状態の悪化防止のため、平常時の備えの充実と管理栄養士による栄養・食生活支援体制の整備や薬剤師等による専門的な支援が必要である。
- ④大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長時間集団で不便な生活をするようになる。そのため、被災地に開設される避難所においては、生活不活発病や深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）の発症リスクが自宅等での生活の時よりも高くなる。また、気温が高い季節の場合、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧される。

《推進方針》

- ①避難所における良好な生活環境確保のため、日用生活品の備蓄を推進するとともに、被災者ニーズにあった環境整備を推進する必要がある。特に災害対応能力の弱い要配慮者に対し、プライバシー確保のため、簡易テントの間仕切りなどの備蓄の推進に努める。また「一時避難所の開設・運営のポイント」に基づき、自主防災組織や地域住民を中心に各施設における避難所開設・運営マニュアル策定の推進を図る。【防災安全課、保健福祉部 施策分野（8）】
- ②孤立防止のための見守り活動や住民同士の交流機会の提供等を行う。
【長寿福祉課、健康推進課 施策分野（8）】
- ③栄養面や要配慮者、アレルギー疾患を有する者に配慮した備蓄などの平常時の準備体制を整えとともに、災害時に地域の状況に応じ速やかに管理栄養士・栄養士による栄養・食生活支援が開始できるよう、平時から宮城県栄養士会等との協力体制を構築し、栄養・食生活支援体制の整備を図る。また、災害時に必要となる医薬品の備蓄体制を整えとともに、医療用医薬品を必要とする被災者に対し、薬剤師等による適切な支援が開始できるよう、平時から県との協力体制を構築し、医薬品提供体制の整備を図る。【健康推進課 施策分野（3）】
- ④被災者の健康調査を実施し、健康状態の把握に努めるとともに、生活不活発病や深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）等の予防に関する健康教育・健康相談の体制整備や、室温

調節、こまめな水分補給等による熱中症対策を実施し、被災者の健康管理に努める。

【健康推進課、防災安全課 施策分野（3）】

2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

《脆弱性評価結果》

- ①災害時応援協定等により、民間事業者等との連携・支援体制を充実させていく必要がある。
- ②人的・物的支援を円滑に受けるため、迅速な道路啓開を行える体制を整えるとともに、広域幹線道路の機能強化や橋梁等の耐震化・長寿命化を図り、複数の代替ルートを確保する必要がある。
- ③上水道の機能確保を図るため、水道施設や基幹管路等の耐震化や老朽化に伴う修繕・更新工事を計画的に推進する必要がある。
- ④食料等の安定供給が停滞した際に自活できるように、住民や企業は、食料・飲料水・生活用品の備蓄に、自発的に取り組む必要がある。

《推進方針》

- ①現在も物資供給や緊急輸送等に関する支援協定を複数の事業者と締結しているが、今後も多種・多様な団体との連携強化に努める。【防災安全課 施策分野（6）】
- ②災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するため、国や県と調整の上、事前に特に重要となる道路を選定し、これらを有機的に連結させた「富谷市緊急輸送道路ネットワーク計画」の策定を行うとともに、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。また、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施するとともに、橋梁の耐震化や長寿命化を図る。【都市整備課 施策分野（6）】
- ③水道施設においては、導水管・送水管、配水幹線等の基幹施設や避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、計画的な耐震性の強化に努める。また、東日本大震災の教訓から、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を図る。
【上下水道課 施策分野（2）】
- ④市民が最低3日分・推奨1週間分の食料・飲料水・生活用品の備蓄ができるように、周知・啓発を行う。また、市として、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、必要とされる食料・飲料水・生活必需品その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておく。
【防災安全課 施策分野（8）】

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

《脆弱性評価結果》

- ①災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念される。企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を確保するなどの帰宅困難者対策を講じる必要がある。
- ②帰宅困難者が特定の場所に集中し、混乱が発生することのないよう、災害時には帰宅困難者用の一時滞在施設等を確保するなど関係団体と連携した取組が必要となる。

《推進方針》

- ①市の対策として、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。加えて、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。【防災安全課 施策分野（1）】
- ②帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、運営マニュアルに基づき、災害時における施設への円滑な誘導體制の整備や一時滞在施設等における飲料水の計画的な備蓄を進める。【防災安全課 施策分野（1）】

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

《脆弱性評価結果》

- ①大規模な災害発生後、大量に発生する廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物は、生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。
- ②感染症の発生・拡大を防ぐために、平時から予防接種を啓発・推進する必要がある。
- ③避難所においては、市民等が一度に多くの人数で避難してくるおそれがあるため、感染症の発生・拡大を防ぐための衛生管理や運営が必要となる。
- ④下水道の機能確保を図るため、汚水処理施設や基幹管路等の耐震化や老朽化に伴う修繕・更新工事を計画的に推進する必要がある。

《推進方針》

- ①廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、市は、県、仙台市及び黒川地域行政事務組合と連携し、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。【生活環境課 施策分野（4）】
- ②災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、平時からの予防接種を促進する。また、2020年に発生・拡大した新型コロナウイルス感染症のような感染症の拡大を防止するため、日常生活での基本的な感染症対策について、周知・啓発を行う。
【健康推進課、子育て支援課 施策分野（3）】

③避難所を開設したときには、県との緊密な連携のもと、防疫活動を実施し、避難者の健康管理に留意する。また、避難所運営においては、共助と公助の協働による衛生に関する組織編成を行い、その協力を得て防疫の万全を図る。

【健康推進課、長寿福祉課、子育て支援課、防災安全課 施策分野 (3)】

④下水道施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、計画的な施設の耐震性の向上を図る。また、被災により排水不能となった場合であっても、その早期復旧が可能となる下水道施設の整備に努める。【上下水道課 施策分野 (2)】

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

《脆弱性評価結果》

- ①災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある。
- ②市が管理している住民等の各種情報について、バックアップ体制の強化、データの遠隔地への保存等、重要データの滅失防止とともに、情報システムの継続的な維持・稼働を図る必要がある。

《推進方針》

- ①業務継続計画（BCP）等の策定に努めるとともに、定期的な施設・資機材の点検及び職員に対する教育・訓練等を通じて、状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討等を行う。【総務課、防災安全課 施策分野 (1)】
- ②現在、住民情報データを保有するサーバをクラウド化し、遠隔地の堅牢な施設にて運用している。災害時においても、業務が継続できるよう、平時からの維持管理を行う。
【総務課 施策分野 (1)】

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

《脆弱性評価結果》

- ①大規模自然災害の発生後であっても、企業の事業活動が継続できるよう、事業継続計画（BCP）の策定とともに、それを円滑に運用できるように促進していく必要がある。

《推進方針》

- ①防災減災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化等の推進を啓発するとともに、事業継続計画（BCP）の策定・運用及び事業継続マネジメント（BCM）の構築等を促進する。また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

【防災安全課、産業観光課 施策分野（5）】

4-2 食料等の安定供給の停滞

《脆弱性評価結果》

- ①大規模自然災害等が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資等の確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。
- ②農業用施設等の定期的な整備点検を実施し、破損等危険箇所の補修を行う等、平時からの適切な維持管理を促進する必要がある。

《推進方針》

- ①緊急時の食料、飲料水、生活物資等の確保を円滑に行うため、市内の施設においては、資機材等の運搬に係る中継場所の提供や救援物資の提供・保管などに努め、各地域においても緊急物資の集積拠点の確保を進めるとともに、平時から集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。【防災安全課 施策分野（5）】
- ②災害発生時にいち早く復旧復興に資するため、老朽化した農業水利施設の整備・更新及び防災対策を進め、地域ぐるみの共同活動による農地・農業水利施設の保全管理を推進する。

【農林振興課 施策分野（5）】

4-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

《脆弱性評価結果》

- ①土砂災害等を引き起こすことが懸念されるため、農地や山林などの荒廃を抑制する必要がある。また、クマやイノシシなどの有害鳥獣による農作物への被害が多発しており、農地や山林の荒廃にもつながることから迅速な対応を図る必要がある。
- ②耕地面積は、耕地の荒廃や転用等により年々減少しており、農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下が懸念される。

《推進方針》

- ①農地や山林の荒廃を抑制するため、山林、農業用施設等の適正な維持管理を行い、土地の保全と有効活用に努める。また、有害鳥獣対策においては、物理柵などの被害防止策を行い、被害拡大の防止に努める。【農林振興課 施策分野（5）】

②農地整備事業等によって水田等の生産基盤を整備することで、地域としての労働・土地生産性の向上や荒廃農地の発生防止を図り、国土保全を進める。【農林振興課 施策分野（5）】

5 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる(孤立地域の早期解消を含む)

5-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大(情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態)

《脆弱性評価結果》

- ①災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握・伝達するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、SNS、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る必要がある。
- ②災害発生時に電力の供給が停止した場合においても、各種情報通信機器を正常に稼働させるため、日常のメンテナンスのほか、公共施設・避難所等における燃料備蓄や自家発電設備の導入等を促進する必要がある。
- ③デジタル等新技术による電算機器等の活用や故障発生時の迅速な復旧が可能となるよう、ICTに卓越した職員の育成が必要である。

《推進方針》

- ①災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、SNS、防災行政無線等の通信手段の確保に努めるとともに、通信インフラの多重化や公衆無線LANなどの整備を検討する。また、各関係機関と連携し、必要に応じて相互に連携をとりながら情報収集体制を確保する。
伝達体制の整備については、防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール、SNS、公共情報コモンズを介しNHK、民放放送等のメディアへの情報配信、ワンセグ、データ放送等のほか、メッセージの配置、各種ボランティアの協力等、音と文字による多様な通信連絡手段を活用する。【防災安全課 施策分野（1）】
- ②公共施設・避難所等での電力供給停止に備えて、自家発電設備や予備蓄電池等の適切な設置・維持管理を行うとともに、再生可能エネルギーを利用した自立・分散型システムの導入を検討していく。【財政課、生涯学習課、各施設保有課 施策分野（1）】
- ③職員のICT活用に係る適材配置と専門教育の推進に努める。【総務課 施策分野（1）】

5-2 電力供給ネットワークや都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

《脆弱性評価結果》

- ①東日本大震災における燃料不足の教訓を踏まえ、燃料不足が災害対応活動や市民生活へ直接影響するため、国、県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築が必要である。
- ②電力供給遮断等の非常時に災害対策本部等を開設する施設及び避難所として避難者等の受入れを行う施設において、必要不可欠な電力を確保するため、関係機関と連携しながら非常用発電機の整備及び、燃料の確保、太陽光発電システム等の自然エネルギーの活用について検討する。
- ③災害支援に関する協定を関係団体と締結すること等により、災害発生後の支援体制を構築するとともに、体制維持を図る必要がある。
- ④エネルギー供給源の多様化を図るため、エネルギーを地域で生み出し、地域で活用する「エネルギーの地産地消」のための取組などを推進していく必要がある。

《推進方針》

- ①災害時の燃料供給体制の確保策として、業界団体等との協力協定を締結しており、今後もガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるような体制整備を図っていく。また、支援助物資輸送のための民間トラック等も含めた災害応急対策に従事する車両に対し、優先給油を行う方策を検討する。【防災安全課 施策分野 (5)】
- ②電力供給遮断等の非常時に備えるために、関係機関と連携しながら非常用発電機と燃料の備蓄を行う体制を構築する。【防災安全課 施策分野 (5)】
- ③危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図る。【防災安全課 施策分野 (5)】
- ④近年の気候変動による影響が深刻化する中、温室効果ガスの低減やエネルギーの安定的な確保を図るため、太陽光や水素などを資源とした再生可能エネルギーの導入拡大を図る。また、供給が不安定な再生可能エネルギーを補完する蓄電池等の設置など、自立・分散型エネルギー設備等の検討も行っていく。【企画政策課 施策分野 (4)】

5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

《脆弱性評価結果》

- ①上水道の機能確保を図るため、水道施設や基幹管路等の耐震化や老朽化に伴う修繕・更新工事を計画的に推進する必要がある。
- ②下水道の機能確保を図るため、汚水処理施設や基幹管路等の耐震化や老朽化に伴う修繕・更新工事を計画的に推進する必要がある。
- ③広域断水時における応急給水活動に必要な水を確保する必要がある。

《推進方針》

①水道施設においては、導水管・送水管、配水幹線等の基幹施設や避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、計画的な耐震性の強化に努める。また、東日本大震災の教訓から、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を図る。

【上下水道課 施策分野 (2)】

②下水道施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、計画的な施設の耐震性の向上を図る。また、被災により排水不能となった場合であっても、その早期復旧が可能となる下水道施設の整備に努める。【上下水道課 施策分野 (2)】

③水道管寸断時及び広域断水時の応急給水のため、市内配水池等給水補給施設の適正な維持管理を行う。また、迅速な給水活動を実施するため、市内給水拠点及び緊急貯水槽の整備並びに給水車両等の整備を推進する。【上下水道課 施策分野 (1)】

5-4 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止

《脆弱性評価結果》

①人的・物的支援を円滑に受けるため、迅速な道路啓開を行える体制を整えるとともに、広域幹線道路の機能強化や橋梁等の耐震化・長寿命化を図り、複数の代替ルートを確認する必要がある。

②農道は、大規模自然災害時には迂回路としての活用を期待される場合もあることから、平常時より適切な整備を行う必要がある。

③持続可能な公共交通の維持のためには、公共交通ネットワークの再構築など、まちづくりと交通施策の連携を図る必要がある。

④災害が発生した場合、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道路利用者への早期情報提供が必要である。

《推進方針》

①災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するため、国や県と調整の上、事前に特に重要となる道路を選定し、これらを有機的に連結させた「富谷市緊急輸送道路ネットワーク計画」の策定を行うとともに、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。また、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施するとともに、橋梁の耐震化や長寿命化を図る。【都市整備課 施策分野 (6)】

②重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。【都市整備課、防災安全課 施策分野 (6)】

③緊急輸送ルートは、東北自動車道及び仙台北部道路による仙台都市圏環状ネットワークを有効活用するとともに、市内の主要幹線道路である国道や県道に接続する市道を中心に、主要

な公共公益施設や近隣市町村へのアクセスと道路の防災対策等による安全性、信頼性の向上に努める。【企画政策課、都市計画課 施策分野（6）】

④GIS（地理情報システム）を活用した陥没予防マップシステムの運用のほか、電子メール、SNS等を活用し、交通規制、道路情報の提供により引き続き適切な道路管理を行う。

【都市整備課、防災安全課 施策分野（1）】

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

《脆弱性評価結果》

①大規模自然災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。

《推進方針》

①避難が長期化する場合には、被災者の健康維持と生活を支える活動拠点を設置し、孤立防止のための見守りや保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築等の支援体制を整備する。【防災安全課、市民協働課、長寿福祉課、健康推進課推進課、子育て支援課 施策分野（8）】

6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

《脆弱性評価結果》

①大規模自然災害発生時には、さまざまな活動において人員が不足し、ボランティア活動の協力が不可欠となるため、関係機関との協働によるボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う必要がある。

《推進方針》

①ボランティアの受入れに際しては、社会福祉協議会が運営する富谷市災害ボランティアセンターがその受け入れ窓口となる。市は社会福祉協議会と連携し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

【長寿福祉課 施策分野（8）】

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

《脆弱性評価結果》

①大規模自然災害発生後、大量に発生する廃棄物や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想されることから、災害廃棄物を適正かつ迅

速に処理・処分できる体制を整備する必要がある。

- ②アスベスト含有建築材料を使用した建築物等が倒壊・損壊することにより、アスベストが飛散するおそれがある。
- ③災害廃棄物の仮置場において、腐敗性廃棄物等による周辺環境への影響が懸念される場合には、消毒作業等の防疫対策を行う必要がある。

《推進方針》

- ①災害廃棄物の発生時においては、委託先である仙台市の処理施設等の稼働状況に応じた円滑な搬入・処理が行えるよう、平常時から仙台市および関係団体との連携・調整体制を強化する。あわせて、市内の収集運搬業務や搬入調整事務の継続性を確保するための応急対策を整備する。【生活環境課 施策分野(2)】
- ②耐火建築物等で使用されているアスベスト建材からの粉じん飛散等を防ぐため「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第3版)(令和5年4月環境省)」に基づく解体方法等を周知する。【生活環境課 施策分野(2)】
- ③災害時における廃棄物の優先処理や、不測の事態に備えた仮置場の配置・運用手順を整理するなど、「災害廃棄物処理基本計画」を適宜見直し、実施体制の構築・強化を図る。【生活環境課、防災安全課 施策分野(1)】

6-4 事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

《脆弱性評価結果》

- ①避難所や仮設住宅での生活が長期化する場合の支援体制が必要となる。

《推進方針》

- ①避難生活の長期化に備え、プライバシーの確保等に努め、医師、保健師等による健康状態の把握、避難所の衛生状態の把握が行えるよう、必要な支援体制の構築を進める。また、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。【防災安全課、長寿福祉課、健康推進課、子育て支援課 施策分野(3)】

6-5 長期にわたる孤立地域等の発生、及び被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態

《脆弱性評価結果》

- ①自主防災組織の組織化の推進を図る必要がある。
- ②避難所や応急仮設住宅での生活が長期間にわたる場合は、新しいコミュニティの構築や交流の場づくりなど、暮らしの確保に向けた地域づくりを行う必要がある。
- ③災害発生時においては、多くの要支援者が避難所等に避難するとともに、福祉施設やその職

員が被災した場合など、要支援者に対する支援が課題となることから、高齢者、障害者等の要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われる必要がある。

- ④災害発生時においては、地域住民が安心して生活するために、公助だけに限らない個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援を行う必要がある。また、避難所の設置・運営においては、男女共同参画や多様な視点に配慮する必要がある。
- ⑤公助だけに限らない自助と共助を地域において実践するためには、地域全体での活動への参加や実践が図られる取組が必要である。
- ⑥外国人労働者の受入れ拡大により、地域住民としての外国人が増加していることから、災害発生後の共助の一員として、地域に住む外国人に対する対応力を強化する必要がある。
- ⑦被災した外国人に対する生活支援情報や災害情報の発信について、多言語化や音声化、やさしい日本語での資料提供等を行う必要がある。また、外国人の生活支援情報等の入手方法について、あらかじめ周知しておく必要がある。
- ⑧被災者に対する相談支援や住民同士の交流の場の提供等を行い、被災者の孤立防止等のための支援を行う相談員等を配置する必要がある。

《推進方針》

- ①自分たちの地域は自分たちで守るという「共助」の意識や、世代を超えた地域コミュニティが醸成されるよう努めるとともに、防災訓練や研修等の開催を促進し、地域の防災力向上に努める。また、災害発生の際には、自主避難所となる町内会館の整備や維持管理に努める。
【防災安全課、市民協働課 施策分野（8）】
- ②町内会等に対する指導助言を行い、町内会全てにおける自主防災組織の立ち上げを支援し、実効ある自主防災組織の育成に積極的に努める。【防災安全課 施策分野（8）】
- ③福祉施設ごとの状況に応じた防災対策マニュアルの作成を推進し、各施設の防災体制の構築を図る。また、施設の防災対策の取組を支援する。【防災安全課 施策分野（8）】
- ④地域コミュニティの醸成や交流の場づくりなど安全安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを行うため、地域住民等が自発的・主体的に取り組む活動を支援するとともに、ボランティアやNPO団体の活動を支援し、そのノウハウを活用して多様な被災者ニーズに対応する。また、コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成や、男女共同参画や多様な視点を踏まえた防災意識の啓発や、防災活動、災害活動を実施するためのリーダー養成を行う。【市民協働課、防災安全課、長寿福祉課 施策分野（8）】
- ⑤災害時における市民の対応力を向上させるため、自主防災組織等による地域の防災マップやマイ・タイムラインの作成、訓練、防災教育等の充実を図る。【防災安全課 施策分野（1）】
- ⑥日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、県と連携しながら、在住外国人への多言語表示等、支援体制についてニーズの把握に努める。また、外国人を多く就業させている事業所等に対し防災講習会の開催の働きかけ等、行政と民間が連携した防災

<p>体制の整備に努める。【防災安全課、企画政策課 施策分野（1）】</p> <p>⑦情報収集・提供手段の進展に伴い、得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集及び情報提供に必要な人員確保・体制整備の拡充に努める。</p> <p>【防災安全課、企画政策課 施策分野（1）】</p> <p>⑧被災地及び避難所における要配慮者等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。また、必要に応じて県と連携し、市で不足する専門職の派遣やあっせんを要請する。【保健福祉部 施策分野（3）】</p>

<p>6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>①指定文化財の被害が最小限に抑えられるよう、指定文化財の所有者は、各文化財の特性や価値を踏まえた耐震化、防火対策、防災設備整備等を推進する必要がある。</p>
<p>《推進方針》</p> <p>①指定文化財所有者・管理者による適切な日常的管理の徹底とあわせ、建造物等の耐震化や防火・防犯設備の点検・整備、修繕、更新等の必要性を周知し、補助制度の活用を促進する。</p> <p>【生涯学習課、防災安全課 施策分野（2）】</p>

<p>6-7 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による経済への甚大な影響</p>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>①大規模自然災害発生時の直接的被害、サプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、平時からBCP（事業継続計画）の取組が必要であることから、経営者や従業員等のBCPに対する認識共有や普及に努める。</p>
<p>《推進方針》</p> <p>①県では協定締結機関との連携によるBCP策定ガイドライン等を活用した各種セミナーを開催している。本市企業においても、県の事業と連携しながら、普及を促進し、策定へ向けて施策の浸透を図る。【産業観光課 施策分野（5）】</p>